


<郵便番号>
<住所>
<事務所名>
<代表者名> 様
(御担当 <担当者名> 様)

【JIA建築家賠償責任保険取扱代理店】
株式会社建築家会館
【引受保険会社】

 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

JIA建築家賠償責任保険の補償充実のおすすめ

(建築家特約条項セット賠償責任保険)

〇〇法の基準を誤認して設計したことはありませんか？

事例①

駐車場の設計において、設計ミスにより駐車場法に規定されている高さの制限に抵触したため、改修工事が必要となった。(駐車場法に違反)

事例②

非常用照明を設置すべき場所に、一般照明を設置してしまった。(建築基準法に違反)

基本補償でのお支払いは**0円**(建築物に物理的「滅失または損傷」がないため。)

「建築基準法等未達」オプションに加入していると

事例①

補償対象となります。(1000万円限度)

事例②

補償対象となります。(3000万円限度)

「建築基準法等未達」オプションとは

設計等の業務ミスで、建築基準法および所定の建築基準関係法令に定める基準を満たさないために、法律上賠償しなければならない損害を補償します。

**対象法令は
60本以上**

「建築基準法等未達」オプションでのお支払い事故は毎年発生しています。
2015年度では、**約3000万円(1事故)**の保険金をお支払いしています。

追加保険料※のご案内

<平成28年8月1日時点の契約内容をもとに作成>

※平成28年4月1日時点での「設計料および監理料」に基づき、10月1日付で中途付帯された場合の追加保険料となります。
追加保険料＝年間保険料×6か月/12か月

オプションプラン
「建築基準法等未達」

<http://kenbai.jp/>

インターネットで
中途加入(オプション追加)
保険料の試算(自動計算)
の手続きができます!!

「ID(加入者番号):9桁」と
「パスワード:6~8桁」を
半角英数で入力し、
ログイン をクリックします。

ID(加入者番号):

パスワード:

**対象法令は
裏面をCHECK⇒**

※パスワードをお忘れの場合は代理店(株)建築家会館にご連絡ください。

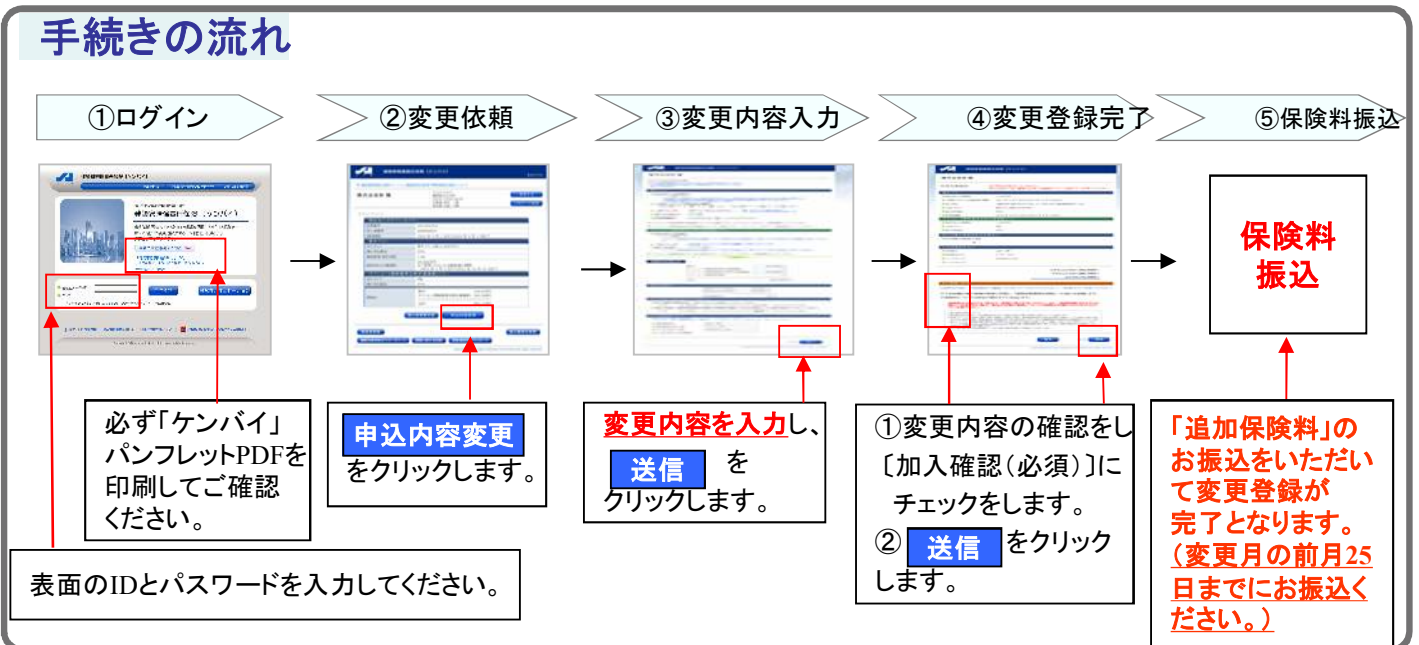
対象となる「所定の建築基準関連法令」は？

- ① **建築基準法**（第20条に関するものは除く）、**建築基準法施行令第9条**に定められた建築基準関係規定
高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
高齢者・障害者等が円滑に利用できるために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令
- ② **消防法**、**屋外広告物法**、**港湾法**、**高圧ガス保安法**、**ガス事業法**、**駐車場法**、**水道法**、**下水道法**、**宅地造成等規制法**
流通業務市街地の整備に関する法律、**液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律**、**都市計画法**
特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、**自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律**
浄化槽法、**特定都市河川浸水被害対策法**およびこれらに定められた関係法令
- ③ **学校教育法**、**児童福祉法**、**老人福祉法**、**介護保険法**、**医療法**、**薬事法**、**旅館業法**、**労働基準法**、**倉庫業法**
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、**興行場法**、**公衆浴場法**、**理容師法**、**美容師法**、**クリーニング業法**
質屋営業法、**工場立地法**、**大規模小売店舗立地法**、**卸売市場法**、**食品衛生法**、**都市再開発法**、**農地法**、**国土利用計画法**
土地区画整理法、**急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律**、**砂防法**、**河川法**、**特定都市河川浸水被害対策法**
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、**道路法**、**高速自動車国道法**、**電波法**、**航空法**
首都圏整備法、**生産緑地法**、**都市公園法**、**自然公園法**、**古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法**、**文化財保護法**
エネルギーの使用の合理化に関する法律、**都市緑地法**、**景観法**およびこれらに定められた関係法令

保険金額(支払限度額)は？

上記①の建築基準関連法令の規定を満たさなかった場合	3,000万円
上記②の建築基準関連法令の規定を満たさなかった場合	2,000万円
上記③の建築基準関連法令の規定を満たさなかった場合	1,000万円

手続きの流れ



このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】

株式会社建築家会館
 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-3-16
 TEL:03-3401-6281 FAX:03-3401-8010
 (受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
 団体・公務開発部第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161
 (受付時間:平日午前9時から午後5時まで)